

印旛利根川水防事務組合の水防団員の費用弁償に関する条例

平成19年2月1日

印利水条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第5項の規定により印旛利根川水防事務組合の水防団員に対する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 水防団員が印旛利根川水防事務組合水防活動に関する条例（平成19年印旛利根川水防事務組合条例第1号）に基づきその職に従事したときは、費用弁償として1日につき2,200円の出動手当を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛利根川水防事務組合水防巡視員、水防団給与条例の廃止)

2 印旛利根川水防事務組合水防巡視員、水防団給与条例（昭和39年印旛利根川水防事務組合条例第9号）は、廃止する。